

一関市都市計画道路の見直し路線（素案）について

一関市建設部都市整備課

一関市では、長期間未整備となっている都市計画道路の必要性などを検証し、見直しを行うため、都市計画道路の「見直し路線（素案）」を作成しました。

1 都市計画道路とは

- 都市計画道路は、都市の骨格を形成する最も基本的な都市基盤の一つであり、都市計画法に基づき、将来の交通需要の見通しや社会的要請に応じて、あらかじめルートや幅員が都市計画決定されている道路です。

2 都市計画道路に決定されると

- 将来、都市計画道路の整備を円滑に行うことを確保することを目的として、整備に必要な区域に一定の建築制限が設けられます。
- 都市計画道路の整備に必要な区域に建築物を建築する場合は、市町村長の許可を受ける必要があります。3階建以上の建物や地階があるもの、鉄筋コンクリート造のものは建てられません。

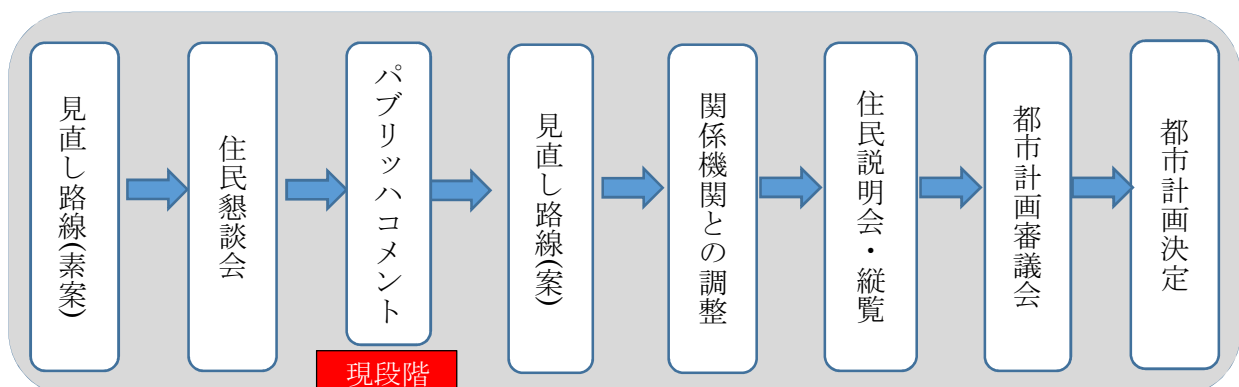
3 一関市の都市計画道路の整備状況

- 一関市の都市計画道路は昭和 24 年に初めて都市計画決定され、以降、社会情勢の変化に合わせて、路線の追加や変更、廃止があり、現在（平成 29 年 3 月 31 日時点）、51 路線、86.11km が決定され、改良済延長は 53.29km、改良率は 61.89%となっています。
- このうち、東山地域の都市計画道路は昭和 44 年に初めて都市計画決定され、現在、8 路線、14.22km が都市計画決定されていますが、改良済延長は 4.58km、改良率は 32.21%となっています。

4 都市計画道路を見直す理由

- 都市計画道路の多くは、高度経済成長期の市街地の拡大、人口増加、増大する自動車交通など、都市の成長・拡大を前提に計画されていますが、現在の少子高齢化や人口減少社会など社会情勢の変化等に伴い、その必要性に変化が生じている路線があり、見直しが必要です。
- 長期未着手路線については、建築制限が長期化し、地権者の土地利用に影響を及ぼしています。

5 都市計画道路の見直しの流れ



6 都市計画道路見直し路線（素案）

